



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

第2回 健康で働くための 東海セミナー in 静岡

セミナー成功！岐阜集会につなげる



東海セミナーが4月19～20日、静岡県で行われました。

19日は中部電力浜岡原子力館を見学しました。展望台から原発敷地内の建屋群をはじめ建設中の防波壁を見ることができました。海拔22メートルの鉄筋コンクリート構造で一見「屏風」のような支えのない壁。押し寄せる津波に耐えきれず、あっさりバタンと倒れそうな感じです。

原発の隣接地で地表に現れている活断層を見たり、3・11震災後に盛り土された堤防に登って遠州灘に押し寄せる高波の中でサーフィンを楽しむ姿と原発建屋を同時に見ることができました。

南海トラフ巨大地震が起きた時あの防波壁の前で津波は引き下がるのだろうか・・・

すぐ隣には御前崎市の風力発電所があって、大きなプロペラが「もう原発はなくてもいいよ」とやさしく語りかけるかのよう

にゆっくり回っていました。その数11基。

目次

東海セミナー in 静岡	1
アイシン吉田裁判・三輪裁判	4
岩田事件	5
理事会報告	6
秘密保護法廃止	7
うつ病の話 メンタル疾患の知識	8
大鹿村 村歌舞伎	10
市バス山田 毎日放送が受賞	11
新日鐵鳴海裁判・不当判決	12
職場の労安・岐阜市役所の自殺	13
裁判日程	14
エッセイ 今年こそ海外へ	15
当面の日程	16

静岡安健センター所長から開会・歓迎挨拶

全国センターの副理事長でもある長谷川吉則さんは冒頭に今国会で成立をめざす過労死防止基本法は「国に過労死防止のための対策を推進する責務がある」を明記したい。アスベスト訴訟の必勝さらに地方センターづくりの前進を訴える挨拶をされました。

20日は静岡もくせい会館で「アスベストの現状と今後の課題」と題して海老原勇医師から特別報告を受けました。

その後、4県からの事例報告などがあり、建交労のじん肺闘争や視覚障害者のプラットフォームに可動柵設置の取組み、ダイニック大平カンパニーの退職者労働組合が取組んだ胸膜肥厚斑の損害賠償報告など熱気の漂うセミナーとなった。地元の静岡テレビも取材し放送した。2日間で延べ80余名が集まりました。

まとめの挨拶に立った岐阜労連の平野事務局長から「次回は岐阜で」の呼びかけにセミナー参加者から大きな拍手が寄せられ、今後東海セミナーが軌道に乗ると確信しました。

全ての粉塵が有害なじん肺を引き起こす。(セミナー)

記念講演

しばその診療所所長 海老原 勇 医師

職業性呼吸器疾患「闘いの系譜と今後の課題」についてイギリスでの煙突掃除人。八幡製鉄のガス発生炉工の肺ガン。足尾銅山のヨロケ撲滅運動の歴史から石綿による疾患の掘り起こしを話されました。

現在、胸膜肥厚斑は労災と認められていませんが「全ての粉塵が有害なじん肺を引き起こす」の立場で診療している。海老原医師は職業性疾患・疫学リサーチセンターの理事長に就任しながら被災者掘り起こしは医療活動であるとともに社会活動と位置づけている姿勢に感動しました。

ダイニック大平カンパニーの退職者労働組合が取組んでいる胸膜肥厚斑にも損害賠償をという闘いにも関わっていて、そうした前進を含めた「今後の課題」を学ぶことができました。

特別報告 じん肺・アスベスト・難聴・振動病の労災認定を求める取組み

建交労愛知県本部 石村ひろ江さん

毎年冬場に健康相談会を愛知や静岡で行って被災者の掘り起こしと救済に力を入れています。

す。零細企業「一人親方」の労働者性を認めさせたり、ゼネコンや国を相手に粘り強く、あきらめず頑張って認定を得ています。非正規のアルバイトでもニチアスで働いた労働者の労災は時間がかかったが認めさせたことやトラック運転手が工事中の粉じんの中で荷物を運んだ時に曝露したことを証明して認定させた事例一つ一つの説得力に感心しました。

労災・安全衛生などの労働相談

岐阜県労連 相談センター 松本 稔さん

岐阜にはまだ健康センターがない。だが、相談センターは20年間の取組みがある。(1994年設立、95年1月より相談を受け始める)。農村労組や建交労などの振動障害、じん肺や農業機械による死亡事故などで労災認定を認めさせました。

労災で不支給を取り消した事例として既製服のプレス工(男58歳)が作業終了後、故障していた扇風機で感電した。その翌日、左目視力低下、眼科医で左網膜中心静脈分枝閉塞症と診断された疾病の支給をさせたことです。国は「加齢に伴う動脈硬化が原因」と退けたが、感電について調べ、眼科の勉強もして「電撃ショックが血管・血流に及ぼす影響」を主張し認めさせました。(2007年)

駅のプラットホームに可動式柵の設置を 愛知県視覚障害者協議会 梅尾朱美さん

視覚障害者にとってホームは「欄干のない橋」です。名古屋市交通局に対して運動してきました。深夜、列車の運行が止まった後でホームから線路上に降りて避難の訓練もしました。

神戸ポートライナーで可動式柵を知り、名古屋市の各会派へ毎年要請を行いました。

名古屋地下鉄は3路線に可動式柵設置計画が出され桜通線は設置されました。

JR 東海はのぞみ停車駅に順次可動式柵を設置します。

この3月、名古屋駅14番線に設置されましたが、在来線、名鉄、近鉄など全ての会社に可動式柵の設置を要求。その取組みのためにハガキによる要請運動を愛知健康センターとともに取り組んでいます。

中部電力新入社員のパワハラ自死 愛知健康センター 近森泰彦さん

中電人権裁判は1975提訴し97年和解した。1950年には電気産業労働組合をつぶし、2000名が職場を追われました。職場はパワハラが横行していて自死や会社を追われる事件が後を絶ちません。

鈴木陽介君は2010年4月に採用され三重支店に配属となりましたが、7ヶ月後に上司のパワハラがもとで自死しました。母親の典子さんは息子に何があったのか真実が知りたいと津の労働基準監督署に労災申請しました。ご支援をお願いします。

真実が知りたい 陽介君のお母さん 吉田典子さん

本店の法務部に連絡、三重支店の人事課が調査しました。「帰れ」「役に立たない」等と上司の小島課長に叱責され続けていたと同期入社社員が話しています。会社は私との面談を一方的に打ち切りました。

「どうしてこんなことになったのか」全く分かりません。私は2年半、引きこもり状態でした。今は愛知健康センターを訪ねて近森さんをはじめとする人権裁判を闘った中電の方々に支えられています。

愛知労働局との懇談会について 愛知健康センター 鈴木明男さん

3年前から腹を割った本音の懇談をしたいと毎年取り組んでいます。しかし労働局側は毎回対応者が変わってしまい、要請事項に対する回答的な「懇談」となっています。

そうした中でも「心理負荷による精神障害の認定基準」「過労死防止法の制定運動」(2012年)。「アスベスト飛散防止の監督強化を」「一日8時間週40時間の労基法の基本を」(2013)。「過労死認定基準を無視した36協定に厳しい指導を」「愛知に於けるブラック企業の実態の報告を」(2014)。テレビドラマ＝ダンダリンのような労働者保護の立場の監督官を要求。労働局が大学生向けの労働講座の開設を始めた報告を受けました。

トヨタ系下請け企業で生じた精神疾患 静岡安健センター 相曽 茂さん

Gさんは従業員3000名のバッテリーを製造する会社へ2007年に派遣され、半年後に正規採用されました。職場では上司から「代わりがないから絶対休むな」「残業は40時間以上記録に残すな」「バカ野郎」と怒鳴られたり、リーダーに指名されながらリーダーの帽子が与えられない差別を受けました。

「うつ」になったのは会社の責任と浜松労基署に申請。不支給が決定されました。労基署は「事実に対してはGさんの主張の裏付けがとれ、事実認定をしたが、評価は『上司とのトラブル』の項で『中』である」ことから不支給となったと説明しました。Gさんの闘いはこれからもつづきます。

(記録と編集：榊原 清子、鈴木 明男)

会社の「補助参加」と「控訴」申し立てを許さない

アイシン機工裁判・原告 吉田 祐二



国相手の「労災認定」裁判では、3月18日に右手のみであったが、労災認定の判決をもらった。その後、「控訴するな」のファックス送付の運動などを行ってもらった。また共産党の佐々木憲昭議員の力添えもあって、厚労省の役人にも申し入れをすることができた。その結果4月1日の控訴期限までに国が控訴することはなかった。4月1日までの間は時計の秒針の音とカレンダーが気になって仕方なかった。

ところが控訴期限直前に、会社が裁判への「補助参加」と「控訴」の申立を行ったことが分かった(会社とは別に「地位確認・損害賠償」をめぐる裁判で争っている)。労災認定の地裁判決の翌日に会社に出向いて、「会社からも厚労省に控訴しないように言ってくれ」と頼んで

相手が、何と労災認定が不服だからと、「補助参加」を申し入れしてきたのだ。再度、会社に出向いて「会社は当初、労災の現認書にハンを押したにもかかわらず、裁判で労災と認定されると異議申立をしてくる。全くあべこべではないか」と問いただすと「会社は被害者であって国を訴えたい気持なんだ」と言っていた。開き直りか逆ギレの対応に怒りを感じざるを得なかった。

この実態を全国の人に知ってもらい、会社への抗議のファックスを送ってもらっているが、会社がどう感じているかわからない。この会社は法律スレスレのことをやるし、使えるカードは全て使って「労災認定」と「地位確認」に抵抗すると思う。自分は徹底的に闘うつもりでいる。

なぜ悲劇がつづくのか なぜ労災と認めないのか

事務局員 竹久 憲一郎

三輪敏博さんはトヨタ自動車の子会社「トヨタテクノラフト」から業務を受託している「テー・エス・シー」のグループリーダーとして「トヨタテクノラフト」の愛知工場に勤務していました。業務内容は救急車等の特殊車両へ防振ベッドの組み立て・作架装業や試作車両組み立ての部品配給などの応援業務です。官公庁向けの特殊車両作架装業は、予算執行が行われる6月ごろから翌年2月ごろが多忙となります。



記者会見する三輪さん

ちょうど東日本大震災の年で逼迫した電力事情のために、木金休み土日出勤のシフトが組まれているときでした。

6月ごろより繁忙となり死亡直前1カ月はタ

イムカードによれば99時間26分(労基署の認定は85時間48分)の残業となっていました。ただし、2カ月前は8月のお盆休みもあり通常月より残業時間は少なくなっています。

平成23年9月27日午前3時ごろ虚血性心疾患の疑いにより自宅で亡くなりました。

妻の香織さんは半田労基署に労災認定を求めましたが認められず、労働保険審査会も平成25年12月6日付けで棄却(労災を認めない。)しました。

そこで、労災認定を求めて三輪香織さん(弁護士・水野幹男弁護士、岩井羊一弁護士)は4月8日に名古屋地裁へ提訴しました。記者会見も行われ報道されました。

三輪さんを「支援する会」の準備が進められ総会が5月25日に予定されています。ご参加と支援する会への加入よろしくお願いします。

外食産業の激務の中で生まれてくる子に逢えず

若者の死

過労死家族の会 鈴木 美穂

高校卒業後宅配ピザ事業の「アオキーズ」でアルバイトとして働き始めた岩田孝之さんは21歳で正社員となり、まじめに働いた彼は認められて「ゼネラルマネージャー」として愛知、三重県内の直営とフランチャイズ店16店を管轄するまでになっていた。

朝出勤して持ち場の店を回り、忙しい時間帯は店を手伝い、ピラ配りから閉店までの手伝い、精算業務や会議等で帰宅は毎日深夜に及び、残業は毎月のように100時間を超える勤務状況でした。

平成24年5月6日の夜、店舗への移動中に虚血性心疾患（致死性不整脈を起こしたと推測される）により死亡された。（享年33歳）

奥さんの真由美さんは結婚5年目にし、やっと妊娠、母子手帳を手にして4日後のことだった。直前の残業時間は103時間。5ヶ月で労災と認められたのがささやかな救いである。優花ちゃんはお父さんに一度も抱っこされたことがない。

本社は、名古屋市中村区にあり、岩田家まで1時間もかからないのに、会社の社長は通夜にも葬式にも顔を出さず、その後もお線香一本あげていない。

会社の概要では、「当社のパワーの源は、ズバリ人材。人と人との“絆”を何よりも大切に考える会社」と謳っている。正社員は54名。いつも会議等で顔を合

わせて来た従業員の死に対し、何を思っているのか、関係ない者でも腹立たしい。



岩田さんと優花ちゃん
亡き孝之さんの誕生日に撮影

真由美さんはお子さんを出産後、センターのHPを見て相談に来られた。

「労働災害と認定はされたが、会社の対応が許せない、真面目に働いた彼への謝罪と企業の責任を問いたい」と提訴され、三重地裁四日市支部にて裁判が始まった。

被告は2つの準備書面を出してきて、参加人として保険会社が出てきた。原告は保険の契約内容を明らかにするように求め、次回公判は5月21日に決まった。また、ここで明らかになったのは提訴した二日後に社長が交代していたという事。ところが現社員でさえその事実を知らされておらず、裁判への対策としか考えられない。こんな会社ありますか？ブラック企業とレッテル貼られても仕方ない会社です。きちんと前社長と企業には責任をとってもらいましょう。会社が白旗を掲げるまで応援したい事件です。

皆様もご支援ください。



消費増税、原発、過労死など

4月10日、今季3回目の理事会が開催されました。年度の変わり目で、新規採用や人事異動などがあり、いつも参加いただくところが出席できなくいつもより少ない理事会でした。次年度は4月第1週の変更を検討します。

各団体の近況報告の概要

自治労連

1,500人の新規採用、組合加入の取り組みを集中している。刈谷市美術館過労死事件の倉田さんが労働組合の大切さを訴えており好評。

コープ愛知

消費税8%で変更のため100時間を超す長時間労働を強いられている。
現在、安全衛生委員会に産業医の参加がない。参加するよう申し入れている。

愛労連

トヨタ関連中小企業アンケートで、3割の事業者で消費税増税を転嫁できないとしている、「中経連」に要望していく。賃上げ闘争も中小企業は厳しい。メーデーまで団結して頑張る。

名水労

新規採用80人の9割が組合加入した。全員加入に取り組んでいる。勤続4年目の青年(28歳)が自殺した。理由が分からず困惑している。

民医連

医療資材の増税が治療費に転嫁できず経営が厳しくなる。『再生エネルギー』を考えるシンポジウムを開いた。水力発電やバイオレスなど地産地消の観点から。

福保労

労働安全衛生活動の状況アンケートを行っている。7月の組合学校で活かしていきたい。



今年の総会は8月30日(土)です

中センター (名古屋市職労)

残業パトロールを6年連続して行っているが増加し続けている。10年間で6千人もの人員削減が原因なのは明らか。名古屋市は長時間労働の指摘に対し、「休んでもらうことが必要」として対策を立てようとしめない。

自由法曹団

新たな過労死裁判の提訴など事件がなかなかなくなる。「過労死防止基本法」の制定では自民党を含めて最終の調整段階にある。

過労死家族の会

過労死防止法案制定へ調整が進められているが、経営者側の意向を反映した自民党案におされぎみで心配。

今後の取り組みを協議しました

- ・第2回東海ブロックセミナーの開催(静岡市)
- ・第10回中央労安学校の開催(金沢市) 6月30日～
- ・春の安全衛生学校:一宮センター・愛知センター共催 6月1日
- ・「プラットホームに可動柵の設置」の運動。愛視協の皆さんと共同

文責 吉川正春

戦争する国への変質許さず!!

「秘密保護法に反対する愛知の会」第2回総会

事務局員 近森泰彦

4月5日、「秘密保護法に反対する愛知の会」第2回総会が名古屋市内で開催されました。昨年12月6日政府は自民・公明の多数を恃んで衆議院で秘密保護法を強行採決しました。交付の日から1年以内に施行と決められていて、この法律はまだ施行されていません。政府は今年中に発効を企んでいます。安倍総理は「私が国の最高責任者だ」と胸を張り国会の審議を経ることなく、これを無視して暴走をはじめました。秘密保護法は戦前の治安維持法に匹敵する国民弾圧、民主主義弾圧法です。

一番の問題点は「何が秘密か」を国民に知らせない事です。情報公開法によって行政などに情報提供を求めたとき、その条項が法に触れていると「判断」されれば提供した者（主に公務員）は最高10年の刑、開示を求めた者には5年の刑が科されます。国民を「見ざる、聞かざる、言わざる」の状態に押し込むことで思いのままの支配体制づくりを目論んでいることは明らかです。

戦後一貫して守ってきた「戦争をしない国」をかなぐり捨てアメリカの下僕になって侵略戦争に加担する道に踏み込もうとしています。アジア諸国との善隣友好の道をも踏み外し尊敬に値しない国として背を向けられることは明らかです。今年に入ると武器輸出三原則を捨て大儲けを企む三菱など軍需産業の野望をかなえました。

自衛隊は我が国に対する直接的な侵略を防ぎ、また国土の安全を守る災害時の出動などの枠内にとどめるべきです。日本は世界から「侵略戦争をしない国」として評価されてきました。この道を死守するたたかいは私たち国民の義務ではないでしょうか。

「愛知の会」は再び戦争する国にしないぞ!という思いで集まった市民によってつ

くった運動体です。一人一人が自覚して役割を分担し、数千人の集会デモを成功させてきました。4月6日には全国に呼び掛けて秘密保護法に反対する「全国ネットワーク」を立ち上げ集会を成功させました。マスコミもこれを大きく取り上げてくれました。

「愛知の会」は活動を機能的に進めるため、5つの部会を立ち上げました。私はその一つ、「国際情報部会」のメンバーとして今、国連人権委員会（自由権委員会）への働きかけをすすめています。イギリスのエセックス大学で研究員をされている藤田早苗さん（名古屋大学出身）や人権委員会の特別報告者、ラ・ルー氏はじめ日本政府の蛮行を辞めさせるために多くの方々が協力を惜しまず連帯の輪が広がっています。人権委員会が日本政府にもとめた情報提供に対して政府はことあるごとく黒塗りの資料を出すという無礼をおこないました。国際情報部会は今年7月の自由権委員会総会に向けて取組準備を進めています。

健康センターの会員のみなさま、連帯して稀代の悪法を廃止させましょう。

『愛知の会』に日隅賞受賞決定!



日隅さん（写真、元サンケイ新聞記者、その後弁護士になり東電の福島原発事故責任の追及をはじめ人権擁護の闘いの途上、2012年末期がんのため他界されました。享年49歳）の業績をたたえて設立された『市民が主人公になる社会』の為に功績をあげた団体に授与する賞、この栄誉を「愛知の会」がいただくことになりました。

働くもののためのメンタル疾患の知識 第四回

うつ病の話 その三

精神科医 古水克明

ゴールデンウィークの直前にこの原稿を書いています。GWは、子供と遊びに行く方、久しぶりに帰省する方、家でのおんびりする方、中には、いつも通り仕事だよ！という方も、きっといらっしゃるでしょうね。休める方は、この間に、ゆっくりとお休みいただき、仕事の方は、お疲れ様です、無理をなさらないで過ごせるといいですね……。

うつ病の現れ

さて、うつ病の話です。これまでに、うつ病では、どんな症状がでるかということを書いてきました。気持ちが落ちこんで憂うつな気持ちがずっと続いてしまう。今まで楽しい、面白いと思っていたことが、全く楽しめなくなってしまった、そんな気分の大きな沈み込みに加えて、やる気が出ない、決断力がなくなった、集中できない、わけの分からない焦り、といった精神の症状、眠れない、ご飯が食べられない、身体が重くてだるい、動悸がする、といった身体症状が現れてきて、そんな状態が2週間以上続く場合は、うつ病を疑います。

さらに症状が重くなると、自分はダメな人間だという自己否定感、みんなに迷惑をかけているという罪責感が生じて、こんなに価値のない自分はこの世から消えてしまった方がいい、と命を絶つところまで考えが進んでしまうこともあります。この罪責感や希死念慮は、うつ病の症状として現れていますので、周りのものが「そんなことはない」と理屈で説得しても、本人が納得はしないところがやっかいです。あまりに頑固に、悲観的なことを言い続けるものですから、周りもしまいには呆れ、腹を立て、勝手にしろ、という気持ちになることがしばしばで、そんな周りの気持ちを敏感

に感じて、本人はさらに「ああ、やっぱりオレは…」と悪循環を起こしてしまいます。



‘13年度労安学校でうつ病の話をする古水先生

「早期発見、早期治療」どの病院へ

これまで書いてきたような、「うつ」のサインに気がいたら、専門の医者を受診してみることをお勧めします。身体の病気に比べ、こころの病気の場合、患者さんは本当にぎりぎりになるまで、なんとか自力で調子をよくしようとがんばられることが多いのです。他の科と比べ、精神科は敷居が高いのだろうなとは思いますが、「早期発見、早期治療」というのは、こころの病気でも有効です。

ではどこに行けばいいのか、ということですが、私たちの科は、総合病院の中に「精神科」という形であることもありますし、「精神科〇〇病院」という感じの、精神科だけの専門病院もあります。「〇〇メンタルクリニック」といった名前でも、開業しているところもあります。(余談ですが、「病院」と「クリニック」の違いは、入院のための病棟があるかどうか、ということです。「病院」は通院も入院もできますが、「クリニック」は外来通院のみとなります) 総合病院の中の精神科に比べ、市中のクリニックの場合、夕方の診療や、土曜日の診療

をしているところもあり、仕事がある方でも比較的行きやすいかもしれませんね。

最初は「予約」でたっぷり時間を

さて、実際の受診はどんなふうに進んでいくのでしょうか。

受診することを決められたら、まずは電話で予約を取るのがよいでしょう。「えっ、行ったらすぐみてくれるんじゃないの？」と意外に思われる方もいるかと思います。しかし、私たちの科は、予約制のところが多いのです。

それはなぜかというと、最初の診察のときに、時間をたっぷりとる必要があるからです。たいていの精神科医は、初めての患者さんから、じっくり話をききます。何がお困りで受診したのか、現在の症状がどうなのかはもちろんです、ここに至るまでの経緯（それは、何年にも渡る、長い長い経過のある方もよくいらっしゃいますし）さらには、今の生活がどんなふうなのか、ご家族はどんな構成なのか、（必要であれば）ご本人はどんなふうに出てきたのか、趣味や気晴らしの方法を聞くこともあります。

採血や写真で検査する身体の病気と違って、こころの病気は、患者さんの語る言葉と、生きてきた歴史が重要なので、どうしても時間が必要です。一回の診察では聞ききれないことももちろんあります。（もちろん、言いたくないことを無理に話す必要はありませんし、尋問みたいなやり方はしませんので安心してくださいね）それだけの時間を、初めての患者さんに確保して、その上で他の患者さんを待たせないためには、予約制にせざるを得ないと考えるところが多いのです。医師の人数や、体制によって、予約制でなく運営できているところもありますし、行けばすぐ診てもらえるところもあります。そのあたり、あらかじめ電話で確認しておくのがよいかと思います。

問診後、医師と対面「はじめまして」

予約時間に受付をすませると、診察の前に、心理士さんなどのスタッフによって、「問診」というかたちで、簡単にお話をうかがうところもありますし、患者さんが自分で記入する形の、ちょっとした検査を行うところもあります。この検査は、性格の傾向を把握したり、あるいは「うつ」の症状や深刻さを数値化したりして、診察に役立てるためのものです。

それが終わると、診察室に入って、医師の診察です。「ひとりで入らないといけませんか？ 家族がつきそってはいけませんか？ 心配になる方もいらっしゃるでしょうね。特に調子が悪い場合は、心細いし、うまく話せるか不安ということもあるでしょう。これは医師のスタイルによりますが、私の場合は、ご本人が家族を外してとおっしゃらなければ、同席でおこないます。（もちろん、お話をうかがう中で、治療上、ご本人とだけ話をした方がよさそうと判断すれば、そのようにお願いすることもあります）「はじめまして。さて、今日はどんなことでお困りになっていらっしゃいましたか？」と、前の段落で書いたようなことを、ゆっくり聞かせていただくことから診察が始まります。

今回、本当は、うつ病の治療法について説明するつもりでしたが、たぶん皆様が知りたいところだろうと考えて、診察の話になってしまいました。治療については次回で書いていきます。



大鹿歌舞伎見物

事務局員 加納 博



5月3～4日の2日間、健康センター事務局員と家族で長野県下伊那郡大鹿村の歌舞伎見物に行って来ました。2月頃から準備して来た今回の企画、参加されたみなさんが楽しい有意義な旅だったという感想でした。

大鹿歌舞伎は300余年前から大鹿村内の各集落の神社を舞台として演じられ今日まで伝承されて来たということです。歴史の変遷の中で江戸時代から明治時代には歌舞伎上演の禁令は厳しく、その弾圧をかいくぐりながら村人の暮らしの大事な核として延々と受継がれて来たそうです。歌舞伎の上演が無かったのは終戦の年などわずかであったということです。

この地芝居は隔絶された立地条件とめまぐるしい社会変化の中で生きて来た村人の心の拠り所であり、祈りに似たものであったのでしょうか。神社の境内にゴザ、座布団を敷き、弁当を食べ、酒を酌み交しながら芝居を楽しむのです。見せ場ではおひねりが飛びかい、声援と

拍手に力が入ります。舞台と客席が一体となった地芝居の何とも言えない醍醐味を感じました。

南アルプスの山麓に位置し残雪の赤石岳をのぞむ地で、今回の演目の「傾城阿波鳴門 順礼歌の段」では子役の演ずるお鶴のけなげさに涙を禁じ得ませんでした。また当日の宿泊先旅館の親子や村の小学校4年生6名全員出演など村ぐるみの、「菅原伝授手習鑑寺子屋の段」はその時代を感じさせる演目でした。春と秋に一回ずつ催されるこの大鹿歌舞伎に全国からファンが集まってくるということに納得しました。

この素晴らしい農村・子供歌舞伎が今後も残されていくのをお願いします。その為にも戦争のない平和な社会を守っていかねばならないとつくづく思いました

また機会があれば是非見に行きたいと思います。

「映像'13 隠された事故～焼身自殺の真相を追う～」

芸術祭受賞の快挙

「市バス運転士山田さんを支援する会」事務局長 三浦 勤



この度、市バス運転士山田明さんの自殺事件を映像で追った番組、「映像'13 隠された事故～焼身自殺の真相を追う～」MBS制作）が、平成25年度（第68回）文化庁芸術祭賞のテレビ・ドキュメンタリー部門で“優秀賞”を受賞しました。

受賞理由（文化庁ホームページより）

憧れの職場に就職したはずだったのに焼身自殺した息子。その公務労災認定を巡って、職場で何が起きたのかを知ろうとする両親の姿を描いた本作は、単純な真相追及に終わらず、その過程で原告側に生じる心的ストレスなども捉え、緻密な構成でありながら予定調和的でない点がスリリングであり、高い評価に繋がった。

2月19日、この番組を制作したディレクターとカメラクルーを囲んで祝賀会を開きました。

祝賀会には、トヨタ自動車・内野過労死事件のご遺族である内野博子さんもお参加されました。内野過労死事件も、MBSのドキュメンタリー番組で放映され、勝利への大きな後押しとなりました。

山田運転士自殺事件は、明さんが亡くなった数ヵ月後に、明さんのパソコンから職場でパワハラを受け、将来に絶望する書き込みを遺族が見つけたことから始まります。

公務員の労働災害を扱う「基金」制度の仕組みから、遺族が名古屋地裁に提訴できたのは、基金支部に公災認定請求してから4年7カ月の昨年2月でした。

これまで6回の口頭弁論が行われ、原告側の準備書面は16通に及んでいます。

現在、山田明さんに対する「パワハラ」を立証する重要な文書である、車内転倒事故の「示談書」の原本と、職員アンケート結果の原本の「文書提出命令」を裁判長に申立てているところです。

なんとしても公災認定を勝ち取るために、今後ともみなさんのご支援、ご協力をお願いする次第です。

なお、「映像'13 隠された事故～焼身自殺の真相を追う～」のDVDをご覧になりたい方は、「健康センター」にお問合せ下さい。

受賞を祝い奥田ディレクターに花束を贈る山田勇さん



新日鐵住金の障がい者差別裁判で不当判決

新日鐵住金名古屋 人権裁判を支援する会

4月23日、名古屋地方裁判所（民事第一部 田邊浩典裁判長）は、労災で左上腕部切断、右手全指切断の障害（障害等級2級）を負った鳴海颯さんが、新日鐵住金に対して障害者差別の撤廃・是正を求めた裁判に対して、請求棄却全く不当な判決を言い渡しました。

鳴海さんは1974年4月に担当し始めた鋼材印刷ローラーに巻き込まれましたが、その後のリハビリなどを通して、製図とか文書作成などの作業をこなすことができるようになり、実際に、ロール関係の部品等をはじめとする作図を担当し、文書も作成し、ロール（変更、改削など）管理業務を担当しました。

また、社内マラソンに代表として出場するなど障がいによる体力低下の防止に努め、発明改善等にも取り組み、表彰を受けました。

しかし、会社は障害を負っている鳴海さんの主事昇格を拒否しました。

名古屋地方裁判所は、鳴海さんが担当した業務については丁寧、適切、しっかりと遂行していることは認めつつも、会社の言い分をそのままに受け取り、重筋、高熱、高所作業ができないので、主事たる要件を満たさない等としました。また、数々の発明改善表彰は職場における活性化を目指したものであり、主事要件の判断には影響を及ぼすものではないとしました。その不当性は、

1、判決は会社の責任放棄を追認する判決

鳴海さんはもともと健常者であり、労災によって障がいを負いました。本来会社は、鳴海さんが引き続き就労できるように会社内で対応すると共に、その勤務成績・勤務態度において良好であれば、会社が資格制度を踏まえて、昇格できるような就労の機会を提供すべきです。本人がいくら努力しても昇格の可能性がないところに閉じこめておくことこそ問題です。そのために、鳴海さんは長期間にわたり賃金・資格は低い扱いをされました。こうした会社の態度は社会的に強く求められている障がい者に対する「合理的」配慮を欠くと共に、会社の責

任を棚に上げて、障がいを理由とする差別を温存拡大するもので許されません。



2、判決は実態を全く無視したひどい内容

もともと、会社には様々な職種・職務があり、重筋、高熱、高所作業の職場だけではありません。鳴海さんの担当業務が重筋等の作業でないことにより昇格昇給を認めないというのは会社の実態に全く反しています。

また、裁判所は、鳴海さんが同僚と共に熱心に取り組んだ発明改善で表彰されたことについて、それは職場の活性化のための取り組みであり、昇給・昇格に影響するものではないなどとしています。しかし、全くの独断です。いかに、裁判所が実態を無視しているか如実に物語っています。発明改善は通常のZD活動とは異なる性質のもので、会社の規定でも、「当社の収益向上、コスト切り下げ、管理水準の向上等において、実質的効果を上げ、社業に顕著に貢献した者」が対象です。

3、鳴海さんの上司を含む3名が進んで証言

鳴海さんが主事昇格しないのはおかしいという体験的事実から上司らが証言をしていたいただきました。裁判所はこれら貴重な証言を無視し、また、勤続25年で主事昇格制度のあることの意味も全く歪めました。

4、労災の社内規定は不合理・不公平

1級～3級の被災者に対しては退職しない限り会社としての補償を支払わないことになっていますが、これは他企業では見られない不合理・不公平な規定です。裁判所はこの点でも会社の言い分を認めた不当なものです。

このような判決を放置することはできません、控訴審においてもさらにご支援を頂きますようお願いいたします。

職員の自殺が相次ぐ岐阜市役所

過労死裁判原告 伊藤左紀子さんの陳述書より

岐阜市役所は、哲(夫)を苛めた部長を含め、パワハラ四天王と揶揄される管理職員がいます。その上司からのパワハラによる休職者やメンタルクリニックに通院する職員が多いことや、毎年のように自殺職員(別紙)があることから、昨年、岐阜市役所懲戒処分指針にパワハラを盛り込みました。それでもパワハラは、連綿と続いているのが現状です。

下記は、自殺した職員の数であって自殺未遂職員を加えれば、もっと多数になります。

平成 10 年から死亡理由が明確に出来ない(自殺による)退職者一覧							
平成 10 年度	農林部	23 歳	主事補	平成 17 年度	教育委員会	30 歳	主事
平成 11 年度	都市建設部	55 歳	主査	平成 18 年度	基盤整備部	51 歳	副主幹
平成 11 年度	都市建設部	52 歳	主幹	平成 19 年度	都市建設部	54 歳	副参事
平成 12 年度	農林部	56 歳	課長補佐	平成 22 年度	消防部	33 歳	消防主事
平成 15 年度	市民病院	45 歳	部長	平成 22 年度	市民病院	31 歳	主事補
平成 16 年度	市民福祉部	49 歳	副主査	平成 23 年度	市民病院	33 歳	医員

岐阜市議会での市会議員による質問記録から

職員の健康管理、勤労意欲についてお尋ねいたします。直近の長期病休者の数値を出していただきました。平成 22 年度、全長期病休者数は 90 人、そのうち精神及び行動の障がいによる長期病休者が 46 人、これはおよそ病休の方の半数を超えて精神や行動に障がいを抱えてお休みになっているという状況です。

職員が仕事に疲れ、疲弊しているように思われてならないのですが、最近の状況を伺いますと、課長が長期休暇となり、課付の異動が発表されました。8 月 1 日と 9 月 1 日連続です。管理職だけではありません。若手職員の間にも看過できない状況があります。ある情報政策関係の部署で、ことしの 4 月に職員が配属された直後から休むことになり、その穴を埋めるために職員を配置するんですけども、その職員もすぐ休み、次に補充した職員もまた、休むことになり、こうして 4 人連続、役所の関係者から聞くと、「あそこ厄払いが必要やねえか」というような声まで伺えたところでした。

また、とっても残念なことです、みずから命を絶ったり、命を絶とうとした職員が昨年の 12 月からこの 9 月までのおよそ 10 カ月の間に複数、1 人、2 人というんじゃなくて、複数で大変深刻だと思います。いずれも 30 代の若い男性職員です。大学を出て難関を突破、晴れて役所に就職し、全体の奉仕者、やりがいのある仕事のはずです。なぜ希望を失ってしまうことになったのか。本人や家族の悲しみははかり知れないものがあります。周りの職員に及ぼしている影響も無視できません。何とかならなかったのかな、その自問自答が私の中にも今あります。職員管理に何か問題はありはしまいか、疑問を抱かざるを得ないところです。大変つらい厳しい現実なんですけども、この現実から目をそらしてはならないと思います。しっかり受けとめて繰り返さない手だてが求められると思いますが、組織の最高責任者としての市長は今日の状況をいかに受けとめているのか、お答えをいただきたいと思います。

健康で働き続ける社会のためにいのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目しています。
あなたも傍聴に参加してください。また、署名にご協力ください。

鳥居裁判—最高裁 豊橋市中学教員部活動中に倒れ、公災認定を求める	原田パワハラ自死事件—名古屋地裁 社長の暴力で自死、労災は認定、損害賠償請求
毎月最高裁への要請行動	5月19日（月）10：00和解協議
県信用組合鈴木—名古屋高裁・地裁 名古屋高裁は損害賠償 地裁はうつ病労災認定	パワハラ自死事件—名古屋地裁 寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請
5月20日（火）10：00弁論	5月20日（火）16：00争点整理
新日鉄住金名古屋人権裁判—名古屋地裁 労働者の労災付加給付、差別の改善を求めた裁判	足場材過労死損害賠償事件—岡崎支部 長時間労働で労災は認定、損害賠償請求
5月14日（水）13：10手塚判決 鳴海は高裁へ	5月22日（木）14：00証人尋問 5月29日13：30
吉田裁判—名古屋地裁 アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇	梅村うつ病退職損害賠償事件—名古屋地裁 うつ病は労災認定、損害賠償を求める
6月24日（火）10：00弁論	6月23日（月）10:00証人尋問
高比良裁判—名古屋地裁 デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償裁判	レストラン霞監禁不払い賃金事件—名古屋地裁 ネパール人ヒラ・タラ不払い賃金請求
5月20日（火）15：00弁論	6月19日（木）15:00 証人尋問
市バス運転士山田事件—名古屋地裁 職場のパワハラで自死、公災認定を求めて	アオキーズ過労死事件—名古屋地裁 月100時間労働労災認定、謝罪の求め損害賠償請求
6月16日（月）14：00弁論	5月21日（水）10：30 津地裁四日市支部
元自衛官公災、損害賠償裁判—名古屋地裁 イラク派遣中の事故、治療放置、公災打ち切り、パワハラで退職。身障4級。国を相手に損害賠償請求	青果会社パワハラ自死事件—名古屋地裁 パワハラを認め労災認定、損害賠償請求
6月20日（金）13：30弁論	5月19日（月）10：45弁論
岐阜市役所伊藤事件—岐阜地裁 上司のパワハラによる自死、公災認定請求	三輪過労死事件—名古屋地裁 テ・I・シ労働者長時間過密労働死労災認定請求
6月23日（月）11：00弁論	5月25日（日）13:30支援する会結成安城市民センター 6月11日（水）11：00弁論

今年こそは海外へ

弁護士 水谷 実



最近はといえば、仕事ばかりでは逆に効率が悪いというのと、英語くらい話せるようになりたいと思い、英会話学校に通い始めました。デイブというイギリス人の先生が、僕のレベルに合わせて分かりやすく教えてくれています。中学や高校時代を思い返してみても、リーディングの勉強はいっぱいしましたが、リスニングはといえば、英語の先生が話すのを聞いていた程度ですし、スピーキングは授業で当てられたときに、照れながらボソボソと話す程度でしたので、実生活で使えるレベルには到底及びません。（もっと積極的に取り組んでいればよかった！）

ビジネス英会話のコースを希望し、スピーキングのテストを受けたのですが、案の定、elementary という結果でした。

言いたい単語もなかなか出てこず、イギリスの名所当てゲームをやろうとなったときも、デイブがホワイトボードに「Buckingham P・・・」まで書いたときに閃いて出た言葉が「Buckingham Paradise!」だったので、デイブにも苦笑いをされてしまいました。これは、さすがに冗談ですよ、と言えない自分に泣けてきます。

伸びしろはたっぷりです。

今年は、兄弟がフランスに行ったり、友人がニューヨークに留学したりと、周囲が海外に旅立つこともあり、なんだか気分はワールドワイドです。兄弟はフランス語が殆ど話せないのに行く気満々ですし、友人も僕より英語が苦手だったはずなのに、猛勉強してニューヨークのロースクールに通うことになったみたいなので、僕も負けじと頑張って英語を話せるようになります。

実は、海外に行ったことがなく、パスポートすら持っていません。フットワークは軽い方だと思っているのですが、出向く先は、京都など国内の同じところばかりになってしまいます。今年こそは、パスポートを取得して、海外に行って見聞を広げたいと思っています。オノ・ヨーコさんが好きということもあり、友人がいる間にニューヨークにも行ってみたいです。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所
5月 1日(木)	メーデー（署名行動）	10:00～ 栄エンゼル広場
2日(金)	三輪弁護団会議	10:00～ 水野法律事務所
3日(土)	長野大鹿村 村歌舞伎	7:30～
	憲法集会	13:00～ 名古屋市公会堂
7日(水)	原田和解協議	16:10～ 名古屋地裁
9日(金)	関岡弁護団会議	11:30～ 共同法律事務所
10日(土)	労働負担研	13:30～
12日(月)	事務局会議	10:00～ 事務所
13日(火)	吉田裁判	10:00～ 名古屋地裁
	I 弁護団会議	18:00～ 水野法律事務所
14日(水)	新日鉄手塚裁判判決	13:10～ 名古屋地裁
	全国センター理事会	東京
16日(金)	アスベスト対策愛知連絡会	14:00～ 労働会館
	労安学校実行委員会	17:00～ 事務所
20日(火)	県信鈴木裁判	10:00～ 名古屋地裁
	デンソウ高比良裁判	14:00～ 名古屋地裁
	寺井土木関岡裁判	16:00～ 名古屋地裁
22日(木)	榊原裁判	14:00～ 名古屋地裁岡崎支部
25日(日)	三輪さん支援する会 結成総会	13:30～ 安城市民会館
	原発懇話会	13:00～
26日(月)	事務局会議	10:00～ 事務所
	大迫弁護団会議	15:00～ 事務所
27日(火)	中電鈴木弁護団会議	13:30～ 共同法律事務所
28日(水)	山田弁護団会議	13:00～ 水野法律事務所
29日(木)	榊原裁判	13:30～ 名古屋地裁岡崎支部
31～6/1	中央労安学校	金沢
6月 1日(日)	一宮地域センター「春の労安学校」	13:30～ 一宮駅前ビル
4日(水)	判例研究会	18:30～ 水野法律事務所
9日(月)	事務局会議	10:00～ 事務所
11日(水)	三輪裁判 原告陳述	11:00～ 名古屋地裁
16日(月)	市バス山田裁判	14:00～ 名古屋地裁
20日(金)	自衛官池田裁判	13:30～ 名古屋地裁
23日(月)	事務局会議	10:00～ 事務所
	岐阜市役所伊藤裁判	11:00～岐阜地裁
7月 3日(木)	理事会	18:30～ 労働会館
25日(金)	弁護士・事務局交流会	18:30～ 事務所
8月 30日(土)	愛知健康センター第24期総会	13:30～ 労働会館会議室